



2020. 5. 20 (No.142)  
 東京公害患者と家族の会  
 文京区大塚4-2-11  
 恩田ビル304  
 TEL03-6912-1656 FAX03-6304-1418  
 ぜん息110番  
 03-6912-1657

# 4月.5月合併号

ある会員のみなさん  
 は、従来からインフ  
 ルエンザ等のウイル  
 ス感染等には注意し  
 た生活を心がけて来  
 られました。人ごみ  
 や夜間の外出を控え

**これまででも自粛生活**  
 ぜん息等の患者で  
 れる方もおおい  
 でかと思えます。  
 ウイルス関連の報道  
 に、大変不安な思い  
 でおられる方もお  
 多いと思います。  
 閉鎖しておりました。  
 ク明けまで事務所を  
 からゴールデンウィ  
 者会事務局も4月末  
 し訳ありません。患  
 きませんでした。申  
 りません。患  
 者会事務局も4月末  
 からゴールデンウィ  
 ク明けまで事務所を  
 閉鎖しておりました。  
 連日の新型コロナ  
 ウイルス関連の報道  
 に、大変不安な思い  
 でおられる方もお  
 多いと思います。

**外出自粛要請が続いていますが！**

**みなさんいかがお過ごしですか？**

今更ですが、毎日  
 の生活での留意すべ  
 きことについて、確  
 認させていただきま  
 す。環境省がぜん息

**もう一度留意点を**  
 外出自粛は守れて  
 も、食料の買い出し  
 や通院は避けられま  
 せんよね。  
 れる生活は普段から実  
 行している方が多い  
 のではないでしょうか。  
 基礎疾患の不安！  
 しかし、私たち患  
 者には欠かせないマ  
 スクが買えない・感  
 染時の重症化不安な  
 ど、外出はより控え  
 るようになります。

**予定はほぼ延期・中止**

患者のために（環境  
 再生保全機構発行）  
 すこやかライフとい  
 う機関誌の編集委員  
 長（昭和大学特任教  
 授）田中一正医師か  
 らのアドバイスを基  
 に、紙面2で特集さ  
 せていただきます。

この情勢では誰も  
 先が読めない状態で  
 すので、会員のみな  
 さまに予定のご報告  
 ができずに申し訳あ  
 りません。  
 公害調停は、3月  
 予定が5月に延期と  
 なり、更に5月も延  
 期になりました。次  
 回は7月かと思われ  
 ますが、これも未だ  
 未定です。

一日も早い新型コ  
 ロナ感染の収束が待  
 たれます。みなさん  
 と一緒に語り合っ  
 たり、笑い合っ  
 たいものです。平  
 穏な暮らしのあり  
 がたが胸に沁み  
 ます。人の命に係  
 わる事態の深刻さ  
 を世果中が痛感し  
 ました。何よりも、  
 命と健康！

**総行動も延期に！**  
 りません。  
 6月の環境月間に  
 毎年行われて来ま  
 した6月3日〜4日  
 に予定されていた『  
 全国公害被害者総  
 行動』も延期が決  
 まりました。今年  
 の秋・若しくは冬  
 、実施ということ  
 ですが、コロナの  
 第2派・3派流行  
 の危険性を考えると  
 慎重な判断が必要  
 かと思われま

# 公健法認定患者さんは？

**、公害健康被害補償法（公健法）認定者のみなさんにもお知らせがあります。**

公健法認定の更新について（環境省より）

## 1. 医学的検査

検査の一部又は全部を省略可能とする旨の通知をした。

医学的検査（血液検査・呼吸機能検査等）

## 2. 医師の診断書

医師の診断書等については、新型コロナに対応する医療機関の状況等により入手が困難な場合は『お薬手帳』などに基づき認定更新の審査を可能とする。

**※ 更新について令和2年3月17日に事務連絡をしたことですが、事務連絡のみです。患者のみなさんか独自にできる事ではないので、認定を受けている各区の窓口で連絡をして、更新の仕方を確認してください。**

# もう一度主治医と相談

新型コロナウイルス感  
 染者の数は減りつつあり、  
 緊急事態宣言も全国的に  
 解除の方向ですが、特効  
 薬もワクチンも無い中、  
 慢性呼吸器疾患を持つ患  
 者会員のみなさんは不安  
 ですよね。

**感染リスクを減らすため**

新型コロナに限らず医  
 療機関は感染の可能性が  
 高いところ。出来る  
 だけ来所を避けたいとこ  
 ろですが、症状や治療内  
 容によって一概にはおす  
 すめできませんが、主治  
 医と通院回数を減らすた  
 めの相談をしてみたい  
 かがでしょうか？

**厚生労働省から新たなルール**

厚生労働省からも、基  
 礎疾患のある患者のため  
 の診察や医薬品処方につ  
 いての新たなルール医療  
 機関に周知しました。

★ 基礎疾患を持つ患  
 者の新型コロナウイルス  
 感染リスクを下げるため、  
 事前の実施計画がなくとも、  
 オンライン診療による  
 医薬品処方を認め、ま  
 た医療機関から薬局へフ  
 ザクシミリ等で処方箋を送  
 付することを可能とする。

★ 薬局では、フアクシ  
 ミリ等の処方箋情報をも  
 とに調剤を行うことが認  
 められる。

★ 厚生労働省は2月28  
 日に事務連絡「新型コロ  
 ナウイルス感染症患者の  
 増加に際しての電話や情  
 報通信機器を用いた診療  
 や処方箋の取扱いについ  
 て」を示し、こうした点  
 を自治体や医療現場に周  
 知しました。

※ まずは電話で医療機  
 関に確認してはいかがで  
 しょうか。毎月の受診を  
 2ヶ月〜3ヶ月にするな  
 どの相談も可能です。